

(様式第2号)

会 議 録

令和2年5月20日作成

会 議 の 名 称	令和2年度第1回島本町子ども・子育て会議		
会 議 の 開 催 日 時	令和2年4月27日(月) 午後2時00分～午後3時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 地階 第五会議室		
公 開 の 可 否	可	傍 聴 者 数	10名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 者	委 員	石田会長、浦田委員、柳委員、小山委員、濱委員、中西委員、永井委員	
	事 務 局	山田町長、持田教育長、岡本教育こども部長、川畑教育こども部次長、南田子育て支援課長、廣井子育て支援課主幹、三宅子育て支援課係長	
会 議 の 議 題	1 民間認定こども園の募集要項(素案)について 2 その他		
決 定 事 項 等	別紙のとおり		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	【会議資料】 1 令和2年度 島本町幼保連携型認定こども園 整備・運営事業者募集要項(素案)		

審議等の内容

会 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回島本町子ども・子育て会議を開会します。

本日は、7名の委員にご出席をいただいております。

島本町子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、委員定数の過半数の出席がありますので、本日の会議が成立いたしておりますことを、ご報告いたします。

それでは、案件に入る前に、本日、傍聴の申出があります。

島本町子ども・子育て会議の会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【委員承認】

会 長 それでは、傍聴を認めます。

【傍聴者入場】

会 長 傍聴者は、「傍聴の心得」を守り、傍聴いただきますようお願いいたします。

なお、本日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できましたら、会議の方は1時間を目途にして進行させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

案件1 民間認定こども園の応募要項（素案）について

会 長 それでは、案件1「民間認定こども園の募集要項（素案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただいま説明を受けましたが、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上発言願います。

委 員 まず、3ページの（5）認可定員数が各施設別に記載されておりますが、この合計を書きいただきたいと思います。（4）に幼稚園の令和2年4月1日時点での町内在住園児数が記載されているので、（5）の認可保育所等の整備状況にも、実際に通っておられる方の人数を、合計でも構わないが記載していただきたい。全体の待機児童数の状況や、2ページに将来の定員数が記載されていることから、現状の総定員数を記載すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ご指摘の点につきまして、追記をさせていただきたいと思います。

委 員 4ページの土地の売却の件について、今までいろいろな保育所やこども園の認可の仕事に長期間携わってきたが、こういう形態は初めて。例えば、他市をみると、公有地を定員一人当たり何百円というような形で貸し出す、あるいは、区役所の空いているスペースを使ってください、公園を使ってくださいという形で、できるだけ事業者の負担を少なくして、多くの事業者が参入するように努めているわけです。そうすると、どういうこと

になるかという、明らかに違うのです。自前で場所を確保する募集と、場所を提供する募集だと、圧倒的に、提供しますから来てくださいという募集の方が、多い。多いということは、より良い事業者を選べる機会が増えるということ。

したがって、できれば、私は、土地の売却よりも安い費用でお貸しして、多くの事業者に参加の機会を増やす方がよいのではないかと思います。ただ、どうしても土地を取得したいという意向の事業者がいらっしゃることも確かであると認識しておりますので、絶対そうでなければいけないというものではないのですが、やはり、選択の範囲を広くして、賃貸でもよい、借地でもよいという形を取れないか、選択肢の一つとして考えることはできないかと思います。

そして、もう一つ、一番大事なことは、10ページの審査の配点で、用地の売却金額について10点と配点がされているが、これは、行政サイドで算定される数字だと思う。認可の審査委員会で、これをもって、10点をどう配分するかということは、ちょっとコントロールできない。これは、行政サイドで決められた算式を作って、こういう場合は、こうするというを事前に決めて広報する形を取らないと、審査委員会では無理だと思います。ということになると、どういうことになるかという、これ以外のところで、5番までのところの点数が付けられても、この10点で逆転する可能性がある。ひょっとして、1円とか10円とか1,000円の差で、Aが1番、Bが2番だったのに、この6番で逆転する可能性もなきにしもあらずだということで、これは難しいと思うのです。審査が、事業者の質や内容で、本来それだけで決めるべきなのに、お金が付いてくることで、10点が1割なので、これが、審査の場合に大変難しい問題を起こすのではないかと懸念をしています。

なぜ、このようなことを申し上げるのかと言いますと、経験したことがあるのですが、某都市の指定管理者の選定で、普通は、行政の方から管理料を払うのですよね。ところが、その団体は逆だったのです。使用料を事業者が払うから、事業をさせてくれと出たのです。そうすると、どんなところが、どんな提案をしても、全然太刀打ちできない。びっくりするような結果が出たことがあるのです。想定外の事が起こらないかということが、お金だけのことで、この土地は、将来、再開発もされますし、値上がりが見込められると思われるところは、高い値段で。だから、ちょっと、これはどのように考えたらよいのかなという、私も分からないので、皆様のご意見をお尋ねしたいと思いますし、行政側の見解もお聞きしたいと思います。これがダメだというわけではないのですが、難しいということで、想定外の事が起こらないかということが心配なので、お尋ねしているわけです。

事務局 土地の売却に係りまして、何点か頂戴しております。

まず、今回の土地の売却について、前回の第二幼稚園跡地の場合につきましては、駅から遠く、保育を利用する保護者の方々にとっての利便性の面で課題があるということで、法人の皆様が参画をしやすいようにということで、10年間という期限をつけて無償貸与

とさせていただきます。一方、今回の第四保育所の跡地につきましては、駅からも近く、利便性の面でアドバンテージがあるということで、無償貸与等の対応をせずとも事業者の参画が見込めるのではないかと考えたところでございます。また、有償貸与等の方法も選択できるのではないかとすることはございますけれども、財政当局との協議等におきまして、土地の売却価格に対しまして、20年程度でそれに到達するような土地使用料を設定できなければ、費用対効果の面では、折り合いが付かずに、そのような土地使用料の設定をすると、余りにも高額となってしまうおそれがあるということで、総合的に判断して、結果的に売却の方針を固めたものでございます。有償貸与ということにしますと、確かにハードルが下がって、より多くの法人がエントリーされるかもしれませんけれども、逆に売却にしたからということで、良い法人がエントリーされないこともないと、そのように考えておきまして、また、保育も含めました町事業の円滑な執行におきまして、可能な限り収入を得ていく努力をすることも必要であるというふうに考えております。

また、10パーセントの配点上の割合ということについてのご指摘がございましたけれども、保育内容、これはハード面を含めて、全体で、配点の90パーセントを占めるような設計をしております。本来、町所有の土地を売却するような場合には、町財政にとって大きな歳入となりますことから、少しでも高く購入していただけるように努めたいところではございます。当該土地につきましては、現在、本町が所有する土地としては、立地としても恵まれておきまして、本来でしたら大きな収入源となり得る土地でございますけれども、保育所としての利用という観点から、今回は、その要素を逆に10パーセントにとどめたというふうにお考えいただきたいと思っております。

また、今回の審査におきまして、その土地の評価分を10パーセントにとどめたということにつきまして、大いに保育の質の点を重視したと、そういう考えに立って配分を決めさせていただいているところでございます。

これらにつきましては、本町の政策判断であるという側面もございまして、そのようにご認識をしていただきたく、また、この子ども・子育て会議では、主にそうではない、保育内容の部分についてご意見を頂戴できればと考えております。

委員 それでは、この10点をどのように配分される考えなのか、教えていただけますでしょうか。

事務局 現時点におきましては、詳細な、その10点をどのような金額によって配点していくかということについては検討しているところでございますので、よろしくお願いたします。

会長 よろしいでしょうか。そうしましたら、ほかの方でご質問、ご意見を願いたします。

委員 最初に、これは園ですから、園長がいるのではないかと考えたのですが、読んでみると、施設長が園長ということでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。

委員 4ページに、「保育教諭等の不足により、・・・受入れができない場合は、0～2歳児を優先的に受け入れられるよう」とあるが、0～2歳児というのは、一番保育士がたくさんいるところなんです。必要となりますよね。2対1とか3対1とかで。そうすると、今、そもそも非常に保育士が不足している中で、これは事業者にとって大変なご苦勞だと思うのですが、私だったら、どっちかという、3歳、4歳、5歳だと保育士が少なくて済むかなという考えになるのですが。これは、事業者にとっては、非常に大変なことだなと思います。現実には、保育士がそんなに集まるのかなというのを危惧しております。

それから、認定こども園なのですが、東京では、どんどんこども園が減っているのですね。減少させていますよね。逆に、大阪は増えている。これは、大阪と東京で、なぜ減少と増加が起こっているのか理解できないのですが、もし、ご存じなら、教えていただきたいです。こども園がどんどん幼稚園になっています。また、大阪も、そのような減少に行く理由があれば、それを知っていた方がよいなという気持ちからでございます。

事務局 ご答弁前後いたしますが、まず、2点目に頂戴しました、東京都の状況につきましては、大変不勉強で申し訳ございませんが、存じ上げておりません。ただ、本町、また、大阪府周辺を取り巻く状況といたしましては、いまだ待機児童の解消を見ることなく、その解消に向けて、我々も努力をしていくところでございます。そのような中で、認定こども園と申しますのは、いわゆる幼稚園部分と保育所部分両方の側面を兼ね備えた制度ということで、今回お示ししておりますとおり、まずは認定こども園ではございますけれども、保育所部分に特化して待機児童の解消を目指している。それが解消された暁には、いわゆる幼稚園部分、そちらの方に業態を展開していくことが可能であるという、そういうフレキシブルな対応が可能である制度設計となっておりますので、現状からいきますと、認定こども園の採用というのは、妥当ではないかというふうに考えております。

最初に頂きました、保育教諭等不足した場合、0～2歳児に充てるというのは厳しいのではないかというご指摘でございますけれども、ご指摘のとおり、保育教諭、保育士一人に対しまして、保育できる児童数と申しますのは、歳児が上がると人数が増えまして、0～2歳児というのは、一人でみられる人数は大変少ない。そして、本町の現状でいきますと、やはり、0・1・2歳児、ここの待機児童が多くございます。そして、施設を整備した直後の状態と申しますのは、通常、3・4・5歳児、いわゆる高年齢と申しますか、上の歳児につきましては、直ちに埋まることなく、そこに配置する保育士の数は、一人いれば20名、30名ということがいけますので、そちらの方に重点的に人材を配置するのではなくて、走り出しの段階では、実際に本町の待機児童で困っております、0・1・2歳児に人を充てていただいて、数年経って、全体の歳児が定員上満たしているという設計が望ましいものでありますし、ここで明言をして、期待をしてお願いをしておりますのは、その点について、今、本町の喫緊の課題でありますので、改めてお願いをしているところでございますので、ご理解賜りたく存じます。

委員 現状の解決のために、ということですね。

事務局 はい、そのとおりでございます。

委員 それからもう一つ、12ページなのですが、いろいろ建物を造りますと、自治会への説明が必要だ、近隣住民への説明というので、テレビで行政の方が吊し上げられるような場面もしばしば拝見しますが、この説明会の結果についても町へ書面により報告することなのですが、報告する、で終わりなのでしょうか。その中で、これはちゃんとやってほしいという指導もなさるのですか。これだけだと、報告することとなっていますけれども、行政の方が、これはちょっともう一回話し合った方がよいのではないかというアドバイスとかはなさるのでしょうか。

事務局 近隣住民の方との調整という点でのご指摘かと存じます。当然、施設の設置主体は民間ということで募集を掛けるわけでございますし、整備につきましても、民間事業者が実施されます。その一義的な近隣住民の方へのご説明ですとか、ご理解を得る努力というのは、当然、事業者が担うものではございますけれども、今回、本町の土地を売却し、このように公募をして事業者を決定する、ここに本町が当然介在しておりますし、その辺についての近隣住民の方へのご理解を十分得るために我々が何もしないということはございません。あくまでも、近隣の方を含めた全ての住民の方に愛される保育施設になっていたいただきたいわけでございますので、それを目指して選定された事業者と共に説明を尽くしていきたいと考えております。

会長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

委員 まず、大きなところの質問ですけれども、2ページで。今後の保育所定員と将来利用予測のところ保育所について書かれてあって、保育需要の増加に伴って保育所の定員が増加してくるといのが見られるわけですけれども、3ページで、先ほどのご説明で、(4)幼稚園の町内在園児の状況で、「園児数は減少傾向にあります」というように書かれていますが、幼稚園の方の、いわゆる1号認定の方の利用状況の予測について、町として、更に減少していくと予想されているのか、2ページの保育所の方には書かれていますが、減少傾向というのは3ページにも書かれていますが、今後の予測としては、更に保育所としての部分の利用が多くなるのかどうかというところについて、一つお聞かせ願いたいのと、8ページのところで、ツ、文言追加になったところですが、「保護者との交流を図り、保護者の意見・・・」うんぬんというところで、「また、運営に当たっては、透明性の確保を図ること」というのが追加されたということですが、具体的に、「透明性の確保」というのは、どのようにお考えなのか、不透明、透明という、どういうふうにご考えておられるのか、ご説明いただけたらと思います。

事務局 まず、1点目の保育ニーズの中で、保育所を利用希望される方、そして、幼稚園を利用希望される方についての推移についてお尋ねかと存じますけれども、近年の傾向を踏まえますと、児童数が300名程度で推移する中で、その内訳は、振り分けとして、幼稚園を選択される方よりも保育所を選択される方が増えてきている、傾斜が懸かっているということで、その状況を踏まえて記載をさせていただいているところでござい

す。

そして、2点目の透明性の確保についてでございますけれども、この点につきましては、これまでの会議でご指摘を頂いたことで、追加をさせていただいた項目でございますが、前段で書かせていただいております、保護者の意見、要望苦情を保育運営に反映させ、内容を公表する。これにつきましては以前からある中身でございますが、この公表の手法ですとか、これにつきましては、ただただ公表していますということではなくて、利用者の方、また、そうではないこれから利用希望されるような方につきましても、外部に積極的に発信をして、実際にそうした保護者の方の要望苦情を含めたやり取りを対外的に分かりやすくするという事を「透明性の確保」という表現でさせていただいております。実際の方法につきましては、ホームページで公開するのか、手法についてはいくつかの方法が考えられると存じますけれども、どれか一つの方法を指定するものではなくて、そのような姿勢で運営に臨んでいただきたい、それを条件として示しているものでございます。

会 長 その他、ございませんか。

委 員 少し気になるところで、審査の内容には全然関係ないのですが、13ページの提出された書類について、情報公開の対象ということですが、こういう審査書類というのは、多分に各事業者のノウハウ的なものや、余り表に出したくないようなところもあるわけで、その辺りのところは、一般の情報公開と同じように扱われるのかどうかというところを、確認をお願いします。

事務局 提出書類に関する情報公開の在り方でございますけれども、一般的な情報公開の手法にのっとなって、当然マスキングをすべきところはマスキングをして公開、となっております。本町の、ここにも明示しておりますけれども、島本町情報公開条例、基本的なスタンスとしては、やはり全ての情報は公開されるべきである。これが基本的な姿勢ではございますけれども、センシティブな内容、企業努力の中身、そういった部分について公表すべきではないと判断される内容につきましては、マスキングをして公開をするという一定のガイドラインがございますので、これにのっとなつての公開となるものでございます。

委 員 今回の要項に基づいて7月から公募されるということでございますけれども、私が懸念いたしますのは、今のこの時期に本当に手の挙がる法人がたくさんあるかどうか。と申しますのは、やはりこの新型コロナの関係で、これから経済情勢も大きく変化していくと思うのです。その中であって、保育事業についても、やはり影響は出てくるのではないかと、私ども事業者にとっては、本当に不安を抱えている状況でございます。そのような中での公募ということになります。ましてや、今回150名という大きな規模、事業ということで、やはり、手を挙げる法人といたしましては、大きな資金の投下をしないといけない。そういったところで、今の状況に鑑みて、本当にどうなのかなという気がしております。それと、やはり、先ほど別の委員がおっしゃったとおり、今回、土地についても購入しないといけないということで、プラスで大きな資金が必要になるということもあって、本当に懸念をしています。私の思いではございますが、意見させていただきました。

事務局 現下のコロナウイルスの影響による経営基盤の悪化ということは、今、日本全国の保育事業者の皆様へのし掛かっている、そういった状況にあるかと存じます。今回の土地の売却を含めた募集要項（案）で、果たして、お手を挙げられる事業者があるのかというご心配はごもっともかと存じますけれども、まずは、この、今回お示ししております素案の形で募集をさせていただいて、もし、この内容でお手を挙げていただける事業者といたしますのは、かねてより子ども・子育て会議でも、社会福祉施設等整備審査委員会でもご指摘を頂いております経営基盤体力の確固たるものをお持ちの事業者がお手を挙げていただけるものだというふうに考えておりますので、今回、土地売却ですけれども、エントリーいただける事業者というのは、こういったものを兼ね備えていることの裏返しにもなるのかなというふうに考えております。

会長 その他、大丈夫でしょうか。

委員 2ページなのですが、保育所定員数と将来利用予測ということで、3パターンの想定人口を設定ということになっているのですが、この想定3パターンというのは、西地区だけのことなのか、他の地域でも増える予想があり、含まれているのかということと、保育所定員数というのは、全部の保育所が定員一杯になった時のことなのかを教えてください。

事務局 まず、保育所の定員数につきましては、施設の認可定員の全体数をお示ししております。そして、左側の数字につきましては、西地区だけではなくて、本町全体の想定保育ニーズの人数でお示しをしております。

会長 その他、特にございませんか。大丈夫ですか。

委員 愚問かもしれませんが、今、大阪府下のこども園でしたら、定員の2割増しまで認められていて、定員オーバーのところがたくさんあるわけですが、この定員というのは、そういったことを勘案された定員なのですか。

事務局 定員の考え方ですけれども、こちらでお示ししておりますのは、認可定員でございまして、ご心配いただいておりますとおり、今ご紹介いただいた事例と同様に、今、本町におきましても、各保育施設におきまして、認可定員を超えて、いわゆる弾力化を活用してお子さんをお預かりしている状況がございまして、この状況は、今の待機児童の解消を見た暁には、弾力化というのは、将来的には解消をして、認可定員に収まる形で、各施設でより余裕のある保育が可能になればと考えているところです。

会長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 子育てをしながら仕事を続けてきた立場としては、先ほどの保育サービスの多機能化の話の中で、特に病児・病後児の保育の事業については、本当にここが一番悩ましかったなと自分を振り返って思うところで、しかも、島本町にその受皿がないということもお聞きしたので、なんとかそれが前向きに進んだら、これから働く人たちが安心して仕事が続けられるなというふうに思っていたところなのですが、8ページのケのところ、保健師又は看護師が常勤で配置されるということで、そこだけの対応で病児・病後児保育

事業が実現というのが可能なのか、こちらの方の冊子を見ても、今後、助成金なんかの活用を促して方法を検討というところで止まっているので、どれくらい実現できる、どんな策があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

事務局 病児・病後児保育についてのお尋ねですけれども、今、ご指摘いただいた、ケの保健師又は看護師を常勤配置し、という部分につきましては、病児・病後児保育事業の中での体調不良児の管理というメニューがございまして、これは、ここのケの部分で対応したことにはなりません。しかし、今回、特別保育事業として、メニューの一つとして掲げて積極的に行っていただきたいとしておりますのは、ハード面、ソフト面両方を備えた病児・病後児保育の施設、一室を構えて、そこで体調不良にとどまらない、病気のお子さん、また、病気明けのお子さん、この皆様をお預かりできる施設の整備ということで、これに努めていただきたい。これを、今回の計画としてご提案いただけたら、配点としては加味されるとご理解いただきたいと存じます。

会長 他、よろしいでしょうか。

委員 それであるならば、事業者の状況であるとかを減点してこちらに加点すればいいではないですか。本当にやる気があるのであれば、行政のですよ、そういったことを本当に目指すのであれば、そこを15点ではなく、20点にウエイトを変えて、状況を減点するとか、ほかのところを減点するとか。私が減点してほしいのは、一番最後の用地の売却金額のところなのですがね。正直申し上げますと。用地の売却のウエイトを5点減点して、ここを5点足すとか。一つの案としてですね。いろいろ考えられると思います。本当にやる気があるのであれば。事業者の方にお問い合わせするといいますか、認可の審査の配点をここに多く持ってこれば、ある程度考えていただけるのではないかと思うわけです。ただ、難しい問題ですね。今までもその認可の審査のところ、希望として語られているのだけれども、質が伴っていないのがほとんどです。なかなか財政的にも、陣容的にも、それだけのものを作る事業者というのはなかなかいてないので、難しいのではないかなと思うのですが。そこをどう工夫するかというところを行政サイドでお考えいただいて、補助金を手厚くするとか、認可の時に、加点を増やすとか、何かされればよいのですが、それをしたからといって応募される保証は何もないわけですので。悩ましい問題ですから、皆さんでお知恵を出して、クリアしていきたいと思うのですが。どんなものなのでしょう。

事務局 今、特別保育について、特に病児・病後児保育は一例でございましてけれども、その他一時預かりですとか、休日保育事業ということで、通常の保育の受入れ、保育ニーズを満たすこと以外に、通常の地域の子育て支援拠点としての認定こども園の大きな役割がございまして、具体のアイデアとして今回特別保育をご提案いただきたいということで、特に今回の配点におきましては重きを置いたということでございます。

第二幼稚園の跡地の認定こども園の募集要項の中においては、特別保育に当たる4番の15点と保育内容に当たります3番の25点については合計40点ということで、保育内容・運営内容について40点ということで、おしなべて配点をしていたのでございますけ

れども、その中でも、特に一時保育や休日保育、病児保育という地域の子育て支援について大きな意味を成すといえますか、今、委員からもおっしゃっていただいたようなプランを作成する時に、アンケートなどでも非常に大きなニーズがございますので、そういったところについて抜き出して40点ではなくて、通常の保育内容については25点、そこから15点ということなので、その割合が大きいか、小さいかというところではございますけれども、40点中15点を抜き出した上で、特別保育の展開についてご提案をいただくというところについては、大きく本町としては認識をしているというご理解をいただきたいなと思っております。

先ほど、用地の売却金額について10点というのは、先ほど申しあげましたとおり、10パーセントというのが大きいのではなくて、基本的には、保育内容が主要な部分として9割方は保育内容を見た上で、10パーセントということで認識いただきたいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。ほか、特にございませんようでしたら、案件2の方に移ります。

案件2 その他

会 長 それでは、「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 次回の会議につきましては、現在、開催の時期未定となっておりますので、また改めて調整させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本日の予定案件は全て終了しましたので、子ども・子育て会議は、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。